

笠松町広告掲載に関する要綱

平成17年 7 月 27日告示第100号

改正 平成17年12月14日告示第138号

平成19年 2 月 20日告示第 11 号

平成27年11月25日告示第154号

(目的)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載を希望する事業者又は個人（以下「事業者等」という。）の広告を掲載するための基本的事項を定め、町の新たな財源を確保するとともに、町民の身近な場所での生活情報提供及び町の活性化に資することを目的とする。

(広告掲載の対象)

第2条 町の資産のうち、広告媒体として広告掲載が可能なものは、次に定めるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) Web サイト（ホームページ）
- (3) 公共施設巡回町民バス
- (4) 資源とゴミのカレンダー
- (5) ほけんカレンダー
- (6) 窓口用封筒
- (7) その他町長が広報媒体として広告掲載が可能と認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治又は宗教に関するもの
- (4) 社会問題などに関する主義主張
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(事業者等の範囲)

第4条 事業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合、広告は掲載しない。

- (1) 犯罪行為により起訴又は逮捕された者

(2) 笠松町暴力団排除条例（平成24年笠松町条例第5号）第2条に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者又はそれに関与している者

(3) その他町長が広告を掲載する事業者等として適当でないと認める者

2 広告掲載を承諾された者（以下「広告主」という。）が、広告掲載中に前項各号のいずれかに該当した場合は、速やかに掲載された広告を削除するものとする。

3 事業者等が第1項第2号に該当したときは、当該事業者等の広告を12月以内の期間において掲載しないことができる。

（広告掲載の順位）

第5条 広告の掲載順位は、申込みの順序とする。

（広告の規格等）

第6条 広告の規格、枠数、広告の作成方法等は、広告媒体の種類に応じて町長が別に定める。

（広告の募集）

第7条 広告の募集は、町の広報紙、Webサイトその他適当な方法により行う。

（広告掲載料）

第8条 広告掲載料は、広告媒体の種類に応じて町長が別に定める。

2 広告掲載料は還付しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を他に譲渡することができない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第138号）

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

附 則（平成19年告示第11号）

この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

附 則（平成27年告示第154号）

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。